



菊水電子工業株式会社

第65回

定時株主総会招集ご通知

平成28年6月29日(水曜日)午前10時
新横浜国際ホテル マナーハウス4階 ヒルトップ
神奈川県横浜市港北区新横浜 3丁目7番地8

議決権
行使期限

平成28年6月28日(火曜日)
午後5時30分到着分まで

私たち菊水は 自由で豊かな発想と行動力で“創発”し 社会と共に進化します

自由な発想と行動力で、社会と共に進化する



目次

株主の皆様へ	02
第65回定時株主総会招集ご通知	03
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	05
第2号議案 取締役2名及び 補欠取締役1名選任の件	06
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	08
第4号議案 取締役賞与支給の件	08
第5号議案 当社株式の大量買付行為 に関する対応策（買収防 衛策）の継続の件	09
事業報告	
I 企業集団の現況に関する事項	28
II 株式に関する事項	36
III 新株予約権等に関する事項	37
IV 会社役員に関する事項	37
V 会計監査人に関する事項	40
VI 業務の適正を確保するための 体制の整備についての決議の内容の概要	41
VII 株式会社の支配に関する基本方針	44
VIII 株式会社の状況に関する重要な事項	45

連結計算書類

連結貸借対照表	46
連結損益計算書	47
連結株主資本等変動計算書	48

計算書類

貸借対照表	49
損益計算書	50
株主資本等変動計算書	51

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書	53
会計監査人の監査報告書	54
監査役会の監査報告書	55
KIKUSUI WEBのご案内	57



株主の皆様へ

次世代社会システム「スマートシティ」、 そして「スマートライフ」の実現へ。

株主の皆様におかれましては、平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

第65期の当社グループは、スマートグリッド関連市場、自動車関連市場及び空調関連市場などの分野において交流電源装置、直流電源装置及び電子負荷装置などが好調に推移しました。

このような状況のもと、お客様の求めるシステム提案など、積極的な営業活動と研究開発活動を行うと共に、原価低減と経費削減にも努力を重ねてまいりました。

この結果、本年度の連結売上高は1億3千9百万円増収の79億6千6百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は1千6百万円増益の4億5千5百万円となりました。これも、お客様、株主の皆様のご協力、ご支援、そして販売店や仕入先の皆様の努力の賜物であり、心より感謝申し上げます。

今後も、当社グループが継続的に発展していくためには、「私たち菊水は自由で豊かな発想と行動力で“創発”し社会と共に進化します」という経営ビジョンを掲げ、激変する社会や経済に即応できるパワー溢れた企業、そして機動的な企業を目指して邁進していく所存です。

なお、当期の期末配当につきましては、企業体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、普通配当を1株当たり22円とすることを第65回定時株主総会でご提案申し上げたいと存じます。

お客様のご愛顧と当社を支えていただいた株主の皆様にご心より感謝を申し上げますと共に今後も一層のご支援を賜りますよう、お願いを申し上げます。

平成28年6月

代表取締役社長

小林一夫

株主各位

神奈川県横浜市都筑区東山田一丁目1番3号

菊水電子工業株式会社

代表取締役社長 小林一夫

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**平成28年6月28日（火曜日）午後5時30分まで**に到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 新横浜国際ホテル マナーハウス4階 ヒルトップ
神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目7番地8

3. 目的事項

報告事項

1. 第65期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第65期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役2名及び補欠取締役1名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役賞与支給の件
- 第5号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、当会社の議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面によりご通知ください。

議決権の行使についてのご案内



株主総会にご出席いただける場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご記入・ご捺印は不要）
また、資源削減のため議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

日時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時



株主総会にご出席いただけない場合

郵送で事前に議決権を行使いただけます。
同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

行使期限 平成28年6月28日（火曜日）午後5時30分到着分まで

以上

- 当社は、以下の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、本招集ご通知の添付書類には、当該事項は記載しておりません。
①連結計算書類の連結注記表②計算書類の個別注記表
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

▶ 当社ウェブサイト：<http://www.kikusui.co.jp>

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置付けており、業績に対応した配当を行うことを基本としつつ、企業体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、決定する方針をとっております。

当期の期末配当につきましては、株主各位の日頃のご支援に報いるため、1株につき22円とさせていただきますと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類	金 銭
(2) 配当財産の割当てに関する 事項及びその総額	当社普通株式1株につき 金 22円 配当総額 金 185,473,882円
(3) 剰余金の配当が 効力を生じる日	平成28年6月30日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の 項目及びその額	別途積立金	240,000,000円
(2) 減少する剰余金の 項目及びその額	繰越利益剰余金	240,000,000円

第2号議案 取締役2名及び補欠取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって取締役齋藤士郎、松村尚彦の2氏は、任期満了となります。つきましては、取締役2名の選任をお願いするものであります。

また、社外取締役が欠ける場合に備え、予め補欠取締役1名の選任をお願いするものであります。取締役として就任した場合、その任期は前任者の残任期間とします。決議の効力は次回定時株主総会開始の時までとします。

取締役候補者は、次のとおりでございます。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	再任 さいとうしろう 齋藤士郎 (昭和33年10月22日生)	昭和57年3月 当社入社 平成7年4月 当社経理部次長 平成12年4月 当社執行役員経理部門担当 平成16年10月 当社執行役員経理部門・人事総務部門・法務室・広報室担当 平成18年6月 当社取締役経理部門・情報管理部門・人事総務部門・法務室・広報室担当 平成21年4月 当社常務取締役生産関連部門・資材部門・業務支援関連部門管掌 平成22年4月 当社常務取締役管理本部長（現任）	20,900株
2	再任 まつむらなおひこ 松村尚彦 (昭和36年2月22日生)	昭和58年4月 当社入社 平成11年4月 当社第一技術部門マネージャー 平成19年4月 当社執行役員新規事業本部副本部長補佐、新規事業本部事業推進室長、開発部門担当 平成23年4月 当社執行役員営業本部本部長補佐 平成24年4月 当社執行役員菊水中国支社長 平成24年6月 当社取締役菊水中国支社長 平成25年4月 当社取締役菊水中国支社長、社長室副室長 平成27年4月 当社取締役ものづくり本部長、グローバル事業部副事業部長、米国支社長（現任） 平成27年6月 KIKUSUI AMERICA, INC. CEO（現任）	10,600株

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

補欠取締役候補者は、次のとおりでございます。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	しん たに いっ お 新 谷 逸 男 (昭和28年11月25日生)	昭和47年 4 月 東京国税局入局 平成13年 7 月 国税庁長官官房人事課課長補佐 平成14年 7 月 館山税務署長 平成16年 7 月 東京国税局調査第 1 部特別国税調査官 平成18年 7 月 東京国税局総務部国税広報広聴室長 平成20年 7 月 杉並税務署長 平成21年 7 月 東京国税局総務部総務課長 平成22年 7 月 国税庁長官官房監督評価官室長 平成24年 3 月 沖縄国税事務所長 平成25年 6 月 金沢国税局長 平成26年 8 月 新谷逸男税理士事務所開設 (現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 新谷逸男氏は補欠の社外取締役候補者であります。
3. 新谷逸男氏につきましては、過去に会社経営に関与された経験はありませんが、国税庁における実績及び税理士としての実績を高く評価し、適切な指導及び社外取締役としての職務を遂行することができるものと判断しております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。監査役として就任した場合、その任期は前任者の残任期間とします。決議の効力は次回定時株主総会開始の時までとします。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりでございます。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
いちのせ よしあき 一之瀬 由明 (昭和17年12月6日生)	昭和41年12月 税理士試験合格 昭和44年9月 公認会計士第二次試験合格 昭和48年2月 公認会計士第三次試験合格 昭和48年9月 一之瀬公認会計士事務所開業(現任) 平成13年6月 東京税理士会品川支部支部長 平成15年7月 公認会計士第三次試験試験委員 平成17年6月 東京税理士会理事 平成18年10月 南関東防衛局入札監視委員会委員 平成22年9月 税理士法人ファースト会計事務所代表社員(現任) 平成24年8月 南関東防衛局入札監視委員会委員長	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 一之瀬由明氏は補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 一之瀬由明氏につきましては、過去に会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士及び税理士としての実績を高く評価し、適切な指導及び社外監査役としての職務を遂行することができるものと判断しております。

第4号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役7名(社外取締役1名を除く)に対し、当期の業績その他の諸般の事情を勘案して、賞与総額33,000千円を支給いたしたいと存じます。

各取締役に対する支給金額は、取締役会の決定によることにいたしたいと存じます。

第5号議案

当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

平成25年6月27日開催の第62回定時株主総会決議に基づき、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「旧プラン」といいます。）を導入し、その有効期限は、本定時株主総会の終結の時をもって満了となります。

当社は、旧プラン導入以後の情勢の変化等も踏まえ、買収防衛策の継続の是非も含めそのあり方について検討してまいりました。その結果、株式会社の支配に関する基本方針を維持することを確認したうえで、基本方針に照らして不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一つとして、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）を継続することにいたしました。（以下、変更後のプランを「本プラン」といいます。）

なお、本プランの継続にあたり、軽微な修正を施している個所がありますが、基本的な内容は旧プランと同一であり、内容に関わる大幅な変更はありません。

つきましては、本プランを決定することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社の株式は、株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大量買付提案等であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではなく、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的に株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えます。

しかしながら、株式の大量買付の中には、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量買付提案等を強行するといったものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならぬと考えております。したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付提案等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2. 基本方針の実現に資する取組み

(1) 企業価値向上のための取組み

当社は、1951年の創業以来、エレクトロニクス技術の基盤を支える電子計測器及び電源機器の専門メーカーとして、高品質な製品・サービスを提供する事に取り組み、お客様からの信頼を築き上げてきました。

電子計測器と電源機器はいずれもエレクトロニクス技術に必須の設備であり、電気、電子機器・装置の研究開発、生産が行われるあらゆる場所が当社グループの活躍するステージとなります。

また、「私たち菊水は自由で豊かな発想と行動力で“創発”し社会と共に進化します」という新たな経営ビジョンを掲げ、技術革新に伴う製品ライフサイクルの短縮化が一段と加速される中、多様化するお客様ニーズへ柔軟に対応するために、そのニーズを的確に把握し、お客様にご満足いただける製品・サービスを提供することにより、電子計測器と電源機器のエキスパートとして、日本、そして世界のエレクトロニクス産業を支えるという、重要な役割を果たすことができると考えております。

電子計測器については、研究開発から、製造、検査、サービスに至る幅広い領域で使用される必需品です。特に近年は、特定用途に専用化した計測器の需要が高く、そのニーズに応じた製品の開発、販売に注力しています。

電源機器については、あらゆるエレクトロニクス部品や機器・装置の評価に欠かせない重要な設備装置です。近年は、直流及び交流電源と共に、評価用疑似負荷となる電子負荷装置が躍進し、「電源と電子負荷のトップブランド」として、国内外ユーザー様の支持を頂いています。

このように、当社製品は、微小な電流や電圧、高周波等の電気信号を高精度に測定するための電子計測器や、安定した直流・交流電圧を出力させる電源機器等、専門的な知識や高度な技術力が求められております。

当社は、中長期的な経営計画に取り組みすることで、当社を取り巻く多くのステークホルダーの信頼に応えることを通じ、企業価値の向上をさせるべく、効率的かつ適正な企業運営を推進することで、当社の企業価値・株主の皆様の共同利益を最も向上させるものと考えております。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する取組み

当社は、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制と株主重視の経営体制を構築し、経営の透明性や公正性並びに迅速な意思決定の維持・向上に努めることを最重要課題と考えております。

当社の取締役会は、取締役8名(うち社外取締役1名)で構成され、定例(毎月1回)及び臨時に開催しており、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定すると共に、業務執行の状況を逐次監督しております。

監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、定例(年4回)及び臨時に開催しており、法令で定められた事項に加え、監査役の職務執行に関する重要事項を決定しております。

当社は、経営の意思決定機能と、業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査役3名中の2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役2名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

なお、社外取締役1名を独立役員として指定しております。

また、当社は、コーポレート・ガバナンス体制強化の一環として、内部管理体制の強化を推進しており、社内における内部統制の見直しを行い、「業務の有効性及び効率性」「財務報告の信頼性」「事業活動に関わる法令等の遵守」「資産の保全」に係る改善及び合理的な運用を図るべく、今後も鋭意努力してまいります。

3. 本プラン導入の目的

このように、上記1.の基本方針に基づき、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるための施策を推進しておりますが、株式の大量買付の中には、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量買付提案等を強行するといったものも少なくありません。

もとより、株式の大量買付等であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付等の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者等の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者等との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社グループは、中長期的な経営計画の下、さらなる成長に向けて取り組んでおります。その過程において、短期的に、または、投機的に株式の取得・売却をする目的での株式の大量買付者が登場することは、中長期的な成長の機会を失うのみならず、電子計測器・電源機器メーカーとしての品質に対するお客様の信用を損ね、当社グループの企業価値が大きく毀損するおそれがあります。こうした不適切な企業買収に何らの対応策も講じないまま企業経営を行う場合、目先の株価上昇を目的とした経営判断を求められかねず、中長期的な企業価値向上に集中的に取り組むことが困難な経営環境を招く可能性もあります。また、現在の当社株主構成には固定的な大株主は存在せず、当社株式は多くの株主の皆様に分散して保有されておりますので、今後大量買付行為が行われる可能性も否定できないことから、予め防衛策を導入しておくことが必要不可欠と判断しております。

これらの理由から、当社グループの経営に対して重要な影響を与えることとなる、当社株式に係る株式等の保有割合を20%以上とすることを目的とした買付者等による買収行為が行われようとする場合には、株主の皆様に対する十分な情報提供がなされる機会を確保しつつ、株主共同の利益を踏まえ、買収行為の目的、内容を事前に検証する必要があると考えております。

上記1.の基本方針に照らした結果、当該買収行為が当社の株主全体の利益に反し、または当社グループの事業目的を妨げるものである場合には、これを未然に防ぎ、併せて買付者等と取締役会とが交渉を行う機会を設け当社グループの企業価値をより向上させるため、買付者等及び当社取締役会に対して事業計画の提案等をさせることを目的として、本プランの導入を決定いたしました。

4. 本プランの内容

(1) 本プランの対象となる当社株式の買付について

次の①または②に該当する買付がなされる場合、原則として、本プランに定める手続に従い、本プランは開始されます。

但し、①または②に該当する場合でも、当社取締役会が書面で同意した場合には、この限りではありません。(以下、①または②に該当する買付を行った者(当社取締役会が書面で同意したことにより本プランの対象にならない買付を行った者を除く。)を「買付者等」という。)

- ① 当社が発行者である株式等(*1)について保有者(*2)の株式等保有割合(*3)の合計が20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株式等(*4)について、公開買付(*5)に係る株式等の株式等所有割合(*6)、及びその特別関係者(*7)の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付
 - (*1) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下同様です。
 - (*2) 金融商品取引法第27条の23第3項で保有者とみなされる者を含み、以下同様です。
 - (*3) 金融商品取引法第27条の23第4項の「株券等保有割合」で、以下同様です。
 - (*4) 金融商品取引法第27条の2第1項の「株券等」で、以下②では同様です。
 - (*5) 金融商品取引法第27条の2第6項の「公開買付」で、以下同様です。
 - (*6) 金融商品取引法第27条の2第8項の「株券等所有割合」で、以下同様です。
 - (*7) 金融商品取引法第27条の2第7項の「特別関係者」(同項第1号に掲げる者については、「発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令」第3条第2項で定める者を除く。)で、以下同様です。

(2) 買付者等による当社に対する情報提供

上記(1)①または②の買付を行う買付者等には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、買付行為の実行に先立ち、当社に対して、次の①～⑨に定める情報、資料及び書面（以下、総称して「必要情報」という。）を日本語で提供していただきます。独立委員会は、当初提出いただいた情報のみでは不十分であると判断した場合には、その意向表明書を受領した日から5営業日以内に、必要情報を追加的に提供するよう求めることがあります。

なお、買付者等は、独立委員会の指定した合理的期間内に必要情報を追加提供できない場合、独立委員会に対し、必要情報の提出期限の延長を申し出ることができます。

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者、株主、組合員その他の構成員等）の名称、本店所在地、資本構成、事業内容、経歴または沿革、財務内容、当社グループの事業と同種の事業についての経験等
- ② 買収の目的、方法及び内容（買収対価の種類及び価額、買収の時期、買収及びこれに関連するスキームの概要等）
- ③ 買収の対価の算定根拠（算定方法、算定に用いた数値情報等）
- ④ 買収資金の調達方法（買収資金の提供者がいる場合には、その名称、調達方法、担保提供の有無、内容等）
- ⑤ 買収後の当社グループの経営方針、資本政策、配当政策及び事業計画
- ⑥ 買収後における当社の従業員、取引先、顧客その他当社の利害関係者の処遇
- ⑦ 買収に際しての、第三者との間における意思連絡の有無、及び意思連絡が存在する場合にはその内容
- ⑧ 反社会的勢力との関連性の有無(直接・間接を問いません。)及びこれらに対する対処方針
- ⑨ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報及び資料

(3) 独立委員会の検討手続

独立委員会は、買付者等から必要かつ十分な必要書類の提出がなされた後、当社取締役会に対して、独立委員会が定める合理的期間内に、次の①～③に定める情報その他の関連資料の提出を求めるものとします。独立委員会は、当社取締役会による当該資料等の提供が不十分であると判断した場合には、当社取締役会に対して、追加情報の提供を求めることができます。

但し、当社取締役会は、独立委員会の指定した期間内に独立委員会が提出を求めた資料等の提出ができない場合、独立委員会に対し、当該資料等の提出期限の延長を申し出ることができるものとします。この場合、独立委員会は、必要かつ合理的な範囲内において、当該提出期限を延長することができます。

- ① 買収提案に対する意見及び根拠となる資料等
- ② 当社取締役会による経営方針、資本政策、配当政策及び事業計画

- ③ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報及び資料

(4) 買収行為等の検討・評価及び交渉期間の確保

当社は、買付者等及び当社取締役会が独立委員会に対して必要情報等の提供を完了した後、次の期間を独立委員会における検討、評価、交渉、意見及び代替案立案のための期間（以下、「検討期間」という。）として確保されるべきものと考えております。

- ① 買収条件が、対価を円貨の現金のみとする発行済株式数の全てを公開買付による場合

60日営業日

- ② その他の場合

90日営業日

独立委員会は、検討期間中、提供された必要情報を十分に検討・評価し、独立委員会としての意見を慎重に取りまとめ、本プランの発動または不発動を当社取締役会に対して勧告します。その際独立委員会は、当社の費用で独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

なお、独立委員会は、必要に応じて、買付者等及び当社取締役会に対して協議を行うよう要請し、または当社の重要な取引先及び従業員に対して、買付者等及び当社取締役会が提示する事業計画等についての意見を求めることがあります。

さらに、独立委員会は、必要に応じて、買付者等または当社取締役会と協議を行い、買付者等及び当社取締役会に対して、提示した買収提案、事業計画等の変更または代替案の提示を求めることがあります。

独立委員会が、検討期間内にプランの発動または不発動の判断を行うに至らない場合には、合理的な範囲（原則として30日を上限とします。）で、検討期間を延長することができます。なお、独立委員会は、検討期間中に買付者等が提示した買収提案の修正案が当初の買収提案よりも当社にとって実質的に不利益であると判断したときには、別途当該修正案の提出日の翌日から上記の区分に対応した期間において、当該修正案の検討等を行うことができるものとします。

(5) 本プランの発動・不発動の勧告に関する判断手続及び判断基準

- ① 独立委員会による買収防衛策を発動する旨の勧告

独立委員会は、買付者等が上記（2）に定める情報提供あるいは検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しなかった場合、または、買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料の評価・検討の結果あるいは買付者等との協議・交渉の結果、次の（a）から（f）に該当する場合その他、買付者等による買付が企業価値または当社株主の皆様の共同利益に対する侵害・毀損をもたらすおそれのある買付であると認められる場合（侵害・毀損をもたらすおそれと本プランの買収防衛策の発動

による影響とを比較考量して、買収防衛策を発動することが相当であると認められる場合に限り、
には、検討期間の満了日までに、当該買付が不適切な買付に該当するとして、当社取締役会に対して、
本プランの発動を勧告します。

【買収防衛策の発動を勧告する場合の要件】

- (a) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を釣り上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラーである場合）
- (b) 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買付者等やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
- (c) 会社経営を支配した後に、当該会社の資産を当該買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
- (d) 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合
- (e) 最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式の買付を行う場合（いわゆる強圧的二段階買収である場合）
- (f) 買付者等が真摯に合理的な経営を目指すものではなく、買付者等による支配権取得が会社に回復し難い損害をもたらすことが明らかな場合

② 買収防衛策の発動後の中止

独立委員会が買収防衛策の発動を勧告し、当社取締役会が買収防衛策を発動した後であっても、次の

- (a) または (b) の事由が認められる場合、独立委員会は、当社取締役会に対し、買収防衛策の発動を中止する旨の勧告を行うことができます。
- (a) 買付者等が買付を撤回した場合、その他買付等の状況が解消された場合
- (b) 上記①の発動勧告の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付が上記①に定める要件のいずれにも該当しないと判断するに至った場合

③ 当社取締役会の決議

当社取締役会は、上記①による独立委員会の勧告を最大限尊重し、本プランの発動または不発動を最終的に決定いたします。

当社取締役会は、かかる決定を行った場合、当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、決定後速やかに、情報開示を行います。

(6) 本プランの具体的内容

上記(5)③により、当社取締役会が不適切な買付に対抗するための具体的方策は、会社法第277条に基づき、別紙1にその概要を記載する新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）の株主無償割当の方法によります。

(7) 本新株予約権の割当中止

上記のとおり、独立委員会が、上記(5)②の事由が認められるとして、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当を中止する旨の勧告を行うことができる期限は、本新株予約権の割当基準日から起算して6営業日前までとし、また、当社取締役会が独立委員会からの中止勧告に基づいて本新株予約権の無償割当を中止することができる期限は、本新株予約権の割当基準日から起算して5営業日前までとさせていただきます。

(8) 本プランの継続手続き

本プランの継続にあたり、平成28年6月29日に開催予定の当社定時株主総会に付議し、その承認を条件として継続いたします。

(9) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成28年6月29日に開催予定の当社定時株主総会における継続決議の時から、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、平成28年6月に開催予定の当社定時株主総会において、本プランの継続に関する議案が否決された場合には、本プランは継続されません。

(10) 本プランの廃止及び修正・変更等

有効期間の満了前であっても、次のいずれかに該当する場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

- ① 当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合
- ② 当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プラン導入の承認に係る株主総会決議の趣旨に反しない範囲内で、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正・変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または修正・変更された場合には、その内容につき速やかに情報開示を行います。

5. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程第440条（買収防衛策の導入に係る遵守事項）」の遵守事項を充足しております。

(2) 株主意思を重視するものであること

当社は、本取締役会において、本プランの継続を決定いたしました。上記4.（9）「本プランの有効期間」及び4.（10）「本プランの廃止及び修正・変更等」に記載したとおり、本プランは株主総会の承認を条件に継続することとしており、かつその有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、当該決議に従うよう速やかに変更または廃止されることになっているため、本プランは当社株主の合理的意思に依拠したものとっております。

なお、上記4.（9）に記載のとおり、当社は、平成28年6月29日に開催予定の定時株主総会において、本プランに関する株主の皆様のご意思をご確認させて頂くため、本プランについて株主の皆様にご諮りする予定です。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの継続にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程（その概要については別紙2ご参照）に従い、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しました。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員3名以上により構成されます。

買付者等による買付がなされた場合には、上記4.（5）「本プランの発動・不発動の勧告に関する判断手続及び判断基準」にて記載したとおり、独立委員会が買収防衛策の発動を勧告する場合の要件に従い、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本プランの発動等の運用を行うことのないよう、厳しく監視すると共に、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(4) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記4.(5)「本プランの発動・不発動の勧告に関する判断手続及び判断基準」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5) 第三者専門家の意見の取得

上記4.(4)「買収行為等の検討・評価及び交渉期間の確保」にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正性・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(6) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、買付者等が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役8名中2名の期差任期制を採用しておりますが、取締役会の構成員の交替を一度に行うことができるため、スローハンド型買収防衛策に該当しません。

6. 株主の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主の皆様にご与える影響

本プランの継続時点においては、本新株予約権の無償割当自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当により株主の皆様にご与える影響等

① 本新株予約権の無償割当の取扱い及び名義書換手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当決議を行った場合には、当社は、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における最終の株主名簿に記載された株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。

割当対象株主の皆様におかれましては、当該本新株予約権の無償割当の効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当決議がなされた場合であっても、当社は、上記4.(5)①「独立委員会による買収防衛策を発動する旨の勧告」に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当の効力発生日までに本新株予約権の無償割当を中止し、または本新株予約権の無償割当の効力発生日後、本新株予約権の行使期間の初日の前日までに本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希薄化が生じることを前提にして当社株式の売買を行った投資家の皆様は、その価格の変動により相応の影響を受ける可能性があります。

② 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）、その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希薄化することとなります。

但し、当社は、下記③に記載するところに従って買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得手続を取った場合、特定買付者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領す

ることとなり、その保有する当社株式の希薄化は原則として生じません。

③ 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別に定める日において、買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式をかかると株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身で買付者等でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出頂くことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当決議が行われた後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

以 上

【別紙1】

発行予定の新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件
取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（当社保有の株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。
3. 発行する新株予約権の総数
新株予約権の割当総数は、新株予約権無償割当期日における当社最終の発行可能株式総数（当社保有の株式の数を除く。）を上限とし、取締役会が定める数とする。取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当を行うことができる。
4. 新株予約権の発行価額
無償とする。
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、1株当たり1円とする。
6. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡に関しては、取締役会の承認を要する。
7. 新株予約権の行使期間
新株予約権無償割当決議において当社取締役会が定める期間とする。
8. 新株予約権の行使に際して出資される金銭払込取扱場所
新株予約権無償割当決議において当社取締役会が定めるものとする。

9. 新株予約権証券の不発行

新株予約権証券は、発行しないものとする。

10. 新株予約権の行使条件等の諸条件

新株予約権の行使条件、消却条件その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとする。

11. 法令の改正等による修正

法令の新設、改廃または施行等により、上記各項に定める条項等に修正を加える必要が生じた場合、その他取締役会により必要と判断された場合には、上記各項に定める条項を適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。

以 上

【別紙2】

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者でなければならない。
3. 独立委員会委員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度に係る定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
4. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
5. 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ② 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ③ 独立委員会検討期間の設定及び延長
 - ④ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ⑤ 当社取締役会を通じた買付者等との交渉・協議
 - ⑥ 代替案の提出の要求・代替案の検討・提示
 - ⑦ 本プランの修正または変更に係る承認
 - ⑧ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑨ 当社取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

6. 独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、本必要情報を追加的に提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。
7. 独立委員会は、必要があれば、当社取締役会等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、株主に対する代替案の提示を行うものとする。
8. 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
10. 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他、いつでも独立委員会を招集することができる。
11. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

【別紙3】

独立委員会委員の氏名及び略歴

西林 経博(にしばやし つねひろ)

略歴： 昭和36年10月 司法試験合格
 昭和39年5月 東京弁護士会入会(現任)
 昭和39年5月 原秀男法律事務所入所
 昭和45年4月 篠原千廣法律事務所入所
 昭和49年8月 西林法律事務所開所(現任)
 現 当社顧問弁護士

吉澤 英三(よしざわ えいぞう)

略歴： 昭和38年4月 東京国税局入局
 平成4年7月 江戸川税務署副署長
 平成6年7月 東京国税局調査第一部特別国税調査官
 平成7年7月 東京国税局徴収部統括国税徴収官
 平成8年7月 東京国税局総務部人事調査官
 平成10年7月 東京国税局総務部考査課長
 平成11年7月 東京国税局総務部人事第一課長
 平成13年7月 国税庁長官官房厚生課長
 平成14年7月 国税庁長官官房総務課監督評価官室長
 平成15年7月 金沢国税局長
 平成16年8月 税理士登録(現任)
 平成19年6月 当社監査役
 平成27年6月 当社取締役(現任)

一之瀬 由明(いちのせ よしあき)

略歴： 昭和41年12月 税理士試験合格
 昭和44年9月 公認会計士第二次試験合格
 昭和48年2月 公認会計士第三次試験合格
 昭和48年9月 一之瀬公認会計士事務所開業(現任)
 平成13年6月 東京税理士会品川支部支部長
 平成15年7月 公認会計士第三次試験試験委員
 平成17年6月 東京税理士会理事
 平成18年10月 南関東防衛局入札監視委員会委員
 平成22年9月 税理士法人ファースト会計事務所代表社員(現任)
 平成24年8月 南関東防衛局入札監視委員会委員

以上

【別紙 4】

当社株式の保有状況の概要（平成28年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 30,000,000株
2. 発行済株式の総数 9,900,000株
3. 株主数 2,032名
4. 大株主

順位	株主名	株数（株）	持株比率（%）
1	菊水取引先持株会	855,100	10.14
2	小林一夫	523,260	6.21
3	菊水電子工業従業員持株会	436,140	5.17
4	株式会社みずほ銀行	360,000	4.27
5	小林寛子	346,800	4.11
6	日本生命保険相互会社	301,000	3.57
7	ケル株式会社	220,000	2.61
8	株式会社三菱東京UFJ銀行	214,500	2.54
9	山崎万希子	202,000	2.40
10	橋本幸雄	188,000	2.23

※ 1. 上記のほか、当社が保有しております自己株式1,469,369株があります。

※ 2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を減じた株式数（8,430,631株）を基準に算出し、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

以 上

I. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、世界経済の減速懸念、輸出と生産の停滞など一部に弱さが見られるものの、緩やかな景気回復基調が続いております。

また、海外経済においては、中国をはじめとする新興国の減速の影響が見られましたが、米国や欧州を中心に緩やかな景気回復基調が続いております。

一方、当社グループが属する電子計測器、電源機器等の業界においては、世界経済の減速懸念の影響を受け、製造業の設備投資の動きは慎重でありましたが、緩やかに持ち直しつつあります。

このような状況の中、当社グループは引き続き環境・エネルギー関連市場、自動車関連市場及び冷凍空調市場を中心に積極的な営業活動と研究開発活動を行うと共に、原価低減と経費節減にも努力を重ねてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は79億6千6百万円(前年同期比1.8%増)となりました。一方、損益面は、海外売上高の増加に伴う販売促進費用、運送費用並びに研究開発費等の販売費及び一般管理費が増加したことにより、営業利益は6億1千7百万円(前年同期比7.3%減)、経常利益は6億4千3百万円(前年同期比11.5%減)となりました。

また、税制改正による実効税率の引き下げに伴う税金費用の減少や法人税等還付税額の計上により、親会社株主に帰属する当期純利益は4億5千5百万円(前年同期比3.7%増)となりました。

■ 製品群別事業概況

電子計測器群

売上高

19億3千4百万円
(前年同期比 12.9%増)

電子計測器分野においては、航空機用電子機器の測定器、環境自動車関連や家電市場向け安全関連試験機器、車載電子機器用EMC(電磁的両立性)関連試験機器がそれぞれ好調に推移いたしました。

以上の結果、売上高は19億3千4百万円(前年同期比12.9%増)となりました。

電源機器群

売上高

57億円
(前年同期比 1.6%減)

電源機器分野においては、スマートグリッド関連市場、自動車関連市場及び冷凍空調市場用大容量の交流電源や特注製品に動きがみられましたが、国内製造業全般の設備投資に力強さを感じないまま推移いたしました。

以上の結果、売上高は57億円(前年同期比1.6%減)となりました。

サービス・部品等

売上高

3億3千1百万円
(前年同期比 3.9%増)

サービス・部品等につきましては、特記すべき事項はありません。

当該サービス・部品等の売上高は、3億3千1百万円(前年同期比3.9%増)となりました。

海外市場

売上高

22億2千5百万円
(前年同期比 5.7%増)

米国では、車載関連市場、特に自動車関連向け電装品、電池の開発用に電子負荷装置が好調に推移いたしました。

欧州では、家電市場向けの交流電源や車載関連市場への電子負荷装置に動きが見られました。

アジアにおいては、中国の車載関連市場や検査機関向けに安全関連試験機器及び直流電源が比較的好調に推移し、韓国では次世代車載部品市場、また、東南アジアでは日系企業や認証機関を中心に、安全関連試験機器、直流電源、電子負荷装置が好調に推移いたしました。

以上の結果、海外売上高は22億2千5百万円(前年同期比5.7%増)となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度の主な設備投資は、製品検査用測定器、開発用設備及び新製品用金型等であり、設備投資総額は1億4百万円であります。

また、当連結会計年度中には、社債又は新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

(3) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第62期 平成25年3月期	第63期 平成26年3月期	第64期 平成27年3月期	第65期 平成28年3月期
売上高 (百万円)	7,192	7,034	7,826	7,966
経常利益 (百万円)	664	485	727	643
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	372	291	439	455
1株当たり当期純利益 (円)	43.21	34.03	51.61	53.79
総資産 (百万円)	10,143	10,302	11,265	11,187
純資産 (百万円)	8,261	8,340	8,943	8,957
1株当たり純資産 (円)	957.19	973.58	1,048.02	1,058.34

- (注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 第62期 環境・エネルギー関連市場向けに積極的なソリューション営業活動及び研究開発活動を行ってまいりましたが、製造業全般の設備投資が減少し、安全関連機器等の売上が減少したこと等により、売上高は前期比減となりました。また、利益面では、原価低減と経費節減に努力を重ねた結果、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益を計上することができましたが、前期比減となりました。
4. 第63期 環境・エネルギー関連市場と自動車電装市場に積極的な営業活動及び研究開発活動を行ってまいりましたが、製造業全般の設備投資の動きは慎重であり、売上高は前期比減となりました。また、利益面では、原価低減と経費節減に努力を重ねた結果、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益を計上することができましたが、前期比減となりました。
5. 第64期 環境・エネルギー関連市場と自動車電装市場を中心に積極的な営業活動及び研究開発活動を推進したことにより、売上高は前期比増となりました。また、利益面では、原価低減と経費節減に努力を重ねた結果、営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益は前期比増となりました。
6. 第65期(当連結会計年度) 前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

② 事業報告作成会社の財産及び損益の状況

区 分		第62期 平成25年3月期	第63期 平成26年3月期	第64期 平成27年3月期	第65期 平成28年3月期
売上高	(百万円)	6,916	6,701	7,489	7,565
経常利益	(百万円)	588	429	696	597
当期純利益	(百万円)	317	243	416	424
1株当たり当期純利益	(円)	36.81	28.46	48.88	50.13
総資産	(百万円)	9,918	10,015	10,875	10,819
純資産	(百万円)	8,076	8,112	8,578	8,611
1株当たり純資産	(円)	941.04	950.75	1,009.04	1,021.48

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(4) 対処すべき課題

今後の経済の見通しといたしましては、景気は引き続き緩やかな回復基調が続くと期待されますが、金融、株式市場の変動や中国をはじめとする新興国経済の景気減速の動きによる海外経済への影響などにより、当社グループを取り巻く経営環境は依然として不透明感が続くものと推測しております。

このような状況のもと、当社グループが継続的に発展していくために、「私たち菊水は自由で豊かな発想と行動力で“創発”し社会と共に進化します」という経営ビジョンを掲げ、効率的な経営資源の投入と、「グローバル」「ソリューション」「事業領域拡大」の実践を盛り込んだ経営計画に沿って、以下の施策を実施してまいります。

- ① 技術革新に伴う製品ライフサイクルの短縮化が一段と加速される市場環境の中で、多様化するお客様のニーズや課題に対応すべく、提案型営業体制の構築を進めると共に、新製品開発と原価低減に引き続き努めてまいります。
- ② 汎用電源・安全関連試験機器市場では、市場の成熟化に加え、新興国企業の台頭等による価格競争が激化しつつある中、製品の差別化やグローバルな視点より生産拠点の最適化を図ることにより、製品競争力の強化に努めてまいります。

- ③ 国内営業活動では、今後の成長が期待される「スマート社会」関連市場に着目し、再生可能エネルギー、蓄電池システム、系統連系、スマートハウス関連機器を狙いの市場として、研究開発や品質評価の分野に、お客様の求めるシステム提案、既存技術を応用した製品の提供等、積極的な営業活動を進めてまいります。
- ④ 海外営業活動では、各国の環境規制強化により引き続き成長が期待される環境・エネルギー市場と次世代自動車市場を重点市場として、現地系企業への販路拡大、海外代理店への製品教育とサービス研修を強化すると共に、営業力強化を進めてまいります。
- ⑤ 複雑化する経営環境の中で、戦略的かつ積極的な経営資源を投入し、効率的で健全な企業経営を目指すことに努めております。さらに、IR活動の推進に努めて、当社グループの企業価値向上に取り組むと共に、積極的な情報開示で透明性の高い経営にも注力してまいります。
- ⑥ お客様満足に向けた品質の確保はもとより、「環境指向による企業価値の向上」を堅持し、設計から部品調達、製造、販売、サービス、廃棄までの全てのステージで環境影響を考慮した事業活動を展開し、全てのステークホルダーの皆様へ安心・安全を提供いたします。

以上により、経営基盤の強化充実と業績の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ、今後とも格段のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容

当社グループは、電子計測器、電源機器等の各種電子応用機器の製造、販売を主な事業としており、各製品群の主要な製品は、次のとおりであります。

製品群	主要製品
電子計測器	耐電圧試験器、耐電圧・絶縁抵抗試験器、デジタル標準信号発生器、標準信号発生器、移動体通信機用試験器、RFパワーメータ、静電気放電シミュレータ、サージシミュレータ、FCインピーダンスメータ
電源機器	直流安定化電源、交流安定化電源、電子負荷装置、充放電バッテリーテスト、電源高調波電流測定器、機器組込用電源、電気自動車急速充電器

(6) 主要な営業所及び工場の状況 (平成28年3月31日現在)

① 主要な事業所及び営業所

本 社：神奈川県横浜市都筑区東山田一丁目1番3号

事業所：富士勝山事業所（山梨県南都留郡富士河口湖町）

営業所：首都圏営業所（横浜市） 東北営業所（仙台市） 北関東営業所（さいたま市）
東海営業所（名古屋市） 関西営業所（吹田市） 九州出張所（福岡市）

② 子会社の事業所

フジテック株式会社：山梨県南都留郡富士河口湖町

菊水貿易（上海）有限公司：中国上海市

KIKUSUI AMERICA, INC.：米国カリフォルニア州サンタクララ市

(7) 使用人の状況 (平成28年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

区分	使用人数	前期末比増減
研究開発関連部門	73名	2名減
生産・購買関連部門	81名	7名減
営業関連部門	95名	4名増
管理部門	37名	6名増
合計	286名	1名増

(注) 使用人数は就業人員であります。

② 当社の使用人の状況

区分	使用人数 (前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
男性	217名 (1名減)	42.2歳	16.8年
女性	34名 (2名増)	37.9歳	15.3年
合計または平均	251名 (1名増)	41.6歳	16.6年

(注) 使用人数は就業人員であります。

(8) 重要な子会社の状況 (平成28年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金または出資金	出資比率	主要な事業内容
フジテック株式会社	45,000千円	75.00%	当社製品の物流業務及び組立・配線加工
菊水貿易(上海)有限公司	1,100千米ドル	100.00%	電子計測器、電源機器等の販売
KIKUSUI AMERICA, INC.	1,000千米ドル	100.00%	電子計測器、電源機器等の販売

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(9) 主要な借入先及び借入額 (平成28年3月31日現在)

金融機関からの借入金はありません。

なお、当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結しております。

当事業年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	1,000,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	1,000,000千円

(10) 前各号に掲げるもののほか、企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II. 株式に関する事項 (平成28年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 9,900,000株
 (3) 当事業年度末の株主数 2,032名
 (4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
菊水取引先持株会	855,100	10.14
小林一夫	523,260	6.21
菊水電子工業従業員持株会	436,140	5.17
株式会社みずほ銀行	360,000	4.27
小林寛子	346,800	4.11
日本生命保険相互会社	301,000	3.57
ケル株式会社	220,000	2.61
株式会社三菱東京UFJ銀行	214,500	2.54
山崎万希子	202,000	2.40
橋本幸雄	188,000	2.23

(注) 当社は、自己株式1,469,369株を保有しておりますが、上記には含めておりません。
 また、持株比率は、当該自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ. 新株予約権等に関する事項

(1) 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

該当事項はありません。

(2) 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) その他の新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅳ. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成28年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	小林 一夫	内部監査室長	
専務取締役	小林 剛	事業推進室長、グローバル事業部長、中国支社長	菊水貿易（上海）有限公司董事長
常務取締役	伊沢 雅夫	品質本部長、事業創発本部長	
常務取締役	齋藤 士郎	管理本部長	
常務取締役	木村 訓芳	ソリューション事業部長	
取締役	牧野 良夫	ソリューション事業部副事業部長	
取締役	松村 尚彦	ものづくり本部長、グローバル事業部副事業部長、米国支社長	KIKUSUI AMERICA, INC. CEO
取締役	吉澤 英三		
常勤監査役	山崎 俊宣		
監査役	二宮 嘉世		
監査役	北川 貞幸		

- (注) 1. 取締役吉澤英三氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役二宮嘉世氏及び北川貞幸氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 取締役吉澤英三氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 4. 平成27年6月26日開催の第64回定時株主総会において、吉澤英三氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
 5. 平成27年6月26日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって、矢谷國昭氏、田中良典氏、紺道徹氏、吉澤英三氏は監査役を任期満了により退任いたしました。

(2) 事業年度中に辞任した取締役及び監査役に関する事項

該当事項はありません。

(3) 取締役及び監査役ごとの報酬等の総額

区分	人数	報酬等の額
取締役（うち社外取締役）	8名（1名）	218,988千円（2,700千円）
監査役（うち社外監査役）	7名（5名）	18,900千円（8,100千円）
計	15名	237,888千円

- (注) 1. 平成18年6月29日開催の定時株主総会決議による報酬限度額は、取締役年額240,000千円以内、監査役年額36,000千円以内と決議いただいております。
2. 平成27年6月26日開催の第64回定時株主総会において監査役を退任した後、取締役に就任した取締役1名については、監査役期間は監査役（社外監査役）に、取締役期間は取締役（社外取締役）に含めております。
3. 監査役の数及び報酬等の額には、平成27年6月26日開催の第64回定時株主総会の終結をもって退任した監査役3名（うち社外監査役2名）を含めております。
4. 報酬等の額には、役員賞与引当金繰入額33,000千円（取締役33,000千円）を含めております。

(4) 各社外役員的主要活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況

区分	氏名	取締役会出席回数（10回開催）	監査役会出席回数（11回開催）
取締役	吉澤英三	10回	—
監査役	二宮嘉世	7回	11回
監査役	北川貞幸	10回	11回

- (注) 1. 社外取締役は、税理士の資格を有しており、その高い専門的な知識と豊富な経験を基に、独立した立場から当社の経営を監督し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための提言を適宜行っております。
2. 各社外監査役は、主に財務的及び法的な見地等から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言等を適宜行っております。また、監査役会においては、監査に関する重要事項の協議等、適切な発言を行っております。
3. 各社外役員は、平成27年6月26日開催の第64回定時株主総会にて新たに選任されたことから、就任後に開催された取締役会及び監査役会への出席回数を記載しております。なお、吉澤英三氏は、同定時株主総会終結時まで監査役として在任しており、当事業年度中に開催された取締役会3回のうち3回、監査役会2回のうち2回にそれぞれ監査役として出席しております。

(5) 責任限定契約に関する事項

当社は、社外役員については平成18年6月29日開催の第55回定時株主総会で定款を変更し、責任限定契約に関する規定を設けておりますが、当社と社外役員は、責任限定契約を締結していません。

(6) 社外役員の報酬等の総額

社外役員の報酬等の総額につきましては、「(3) 取締役及び監査役ごとの報酬等の総額」に記載のとおりであります。

V. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|----------|
| ① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 25,500千円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 25,500千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、見積り根拠等を確認し検討した結果、当該報酬等の額が相当であると判断したので、同意いたしました。

(3) 責任限定契約に関する事項

会計監査人と当社との間で会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当し、改善の見込みがないと判断するときは、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

また、当社の監査役会は、体制不備等会計監査人としての適格性ないし信頼性に問題が生じ、または会計監査人の適切な職務の執行が困難であると認められる事由が生じた場合には、株主総会に提出する議案の内容として、会計監査人の解任・不再任に関する議案を決定します。

(5) 過去2年間に業務の停止の処分を受けた者に関する事項

当社の会計監査人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月(平成28年1月1日から同年3月31日まで)の処分を受けました。

VI. 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年12月24日開催の取締役会の決議により内容を一部改定しております。

- ① 当社及び当社子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制に関わる規程として当社グループの行動理念、行動指針、行動規範が定められているが、その他の関連規程の整備も行い、当社グループ内の周知徹底を図るための教育研修を実施し、遵守体制の有効性のチェックを強化する。

当社グループのコンプライアンス管理に関する内部通報制度や万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合の対応システムも整備する。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報・文書の取扱いは、法令及び社内規程とそれに関するその他の定めに従い適切に保存・管理し、必要に応じて運用状況の検証並びに規程等の見直しを行う。

- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの経営上の多様なリスクに適切に対応するため、当社グループのリスク管理を経営の最重要課題の一つと位置づけ、予見されるリスクの識別、分析、評価を行い必要な対応策を講じる体制を構築する。

リスク管理組織としては、当社グループを統括する組織、会議体と各部門リスクを管理する体制を構築し、各種のリスクに応じた管理規程、ガイドライン等を作成し、運用状態の検証を通してリスクコントロールの徹底を図る。

④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの経営は、経営目標達成のための中期経営計画と年度事業計画が策定され、各業務の執行管理は、取締役会規程、各部門の業務分掌規程等に従って行われるが、業務執行権限を委譲された執行役員以下の業務執行ラインが事業目標達成にむけて業務を遂行する。

計画の進捗状況は、当社グループの取締役会等で定期的な報告がなされ、それぞれの経営レベルの会議で是正施策の検討・決定が行われる。

⑤ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の業務の統括的な管理は、子会社管理担当取締役の所管のもと、事業内容、業績の定期的な報告及び重要案件の事前協議が行われる。

親子会社間における不適切な取引または会計処理を防止するために報告・情報伝達体制を整備し、親会社管理部門の適時の点検・調査を行う。

⑥ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の規模、内容等から当面、監査役の職務を補助する専任スタッフの設置は行わず、内部監査室のスタッフ追加等による補助使用人の兼務体制で対応することとするが、監査役がその職務を補助する専任スタッフを置くことを求めた場合は専任スタッフを選任し、その人事、評価に関しては監査役会の同意を得ることとする。

⑦ 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人の当社監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人が、重大な法令または定款違反及び不正な行為並びに当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく当社監査役に報告する。

当社グループの取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。

常勤監査役は、当社グループの取締役会のほか重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために必要と思われる重要会議に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書・記録を閲覧し、必要に応じて当社グループの取締役または使用人に説明を求めることができる。

また、監査役監査の実効性を高めるために、取締役、内部監査室は監査役と相互の積極的なコミュニケーションを図ることとする。

- ⑧ 当社の監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
当社の監査役への報告を行った当社グループの役員及び使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底する。
- ⑨ 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社の監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い、負担した債務の弁済等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務等の支払い等の処理を行う。
- ⑩ 社内の推進体制
上記の内部統制システム構築に関わる具体的な計画策定、運営、実効性の検証等の業務は内部監査室を主管部門とし、内部監査室の拡充及びプロジェクトチーム、委員会、関連部門の共同による全社的体制をもって行うこととする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役職務の執行に関する事項
取締役会規則及びその他社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。
- ② 監査役職務の執行に関する事項
社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施すると共に、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役職務の執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。
- ③ 内部監査の実施に関する事項
内部監査計画に基づき当社及び子会社の内部監査を実施しております。
- ④ 財務報告に係る内部統制に関する事項
内部統制の評価に関する計画に基づき、内部統制評価を実施しております。

Ⅶ. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成19年3月29日開催の取締役会において、「株式会社の支配に関する基本方針」について、次とおり決議いたしました。

(1) 基本方針の内容

当社の株式は、株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大量買付提案等であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではなく、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的に株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えます。

しかしながら、株式の大量買付の中には、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量買付提案等を強行するといった動きが顕在化しております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付提案等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(2) 不適切な支配の防止のための取り組み

当社は、大量買付提案の買付行為がなされた場合について、その大量買付者が中長期的な経営意図や計画もなく一時的な収益の向上を狙ったもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、買収等の提案理由、買付方法等が不当・不明確であるなどの事情があるときは、企業価値を毀損し、株主共同の利益に資するとはいえないと考えます。

また、大量買付行為を受け入れるかどうかは、最終的には株主の皆様の判断に委ねるべきものでありますが、株主の皆様が適切な判断を行うためには十分な情報が提供される必要があると考えます。

そこで、大量買付行為に対するルールとして、特定の株主グループの株式等保有割合を20%以上となるような当社株式の買付を行う者に対して、①買付行為の前に、当社取締役会に対して十分な情報提供をすること、②その後、独立委員会がその買付行為を検討、評価・交渉・意見及び代替案立案のための期間を設けることをルールとして策定いたしました。このルールが遵守されない場合やその買付行為が企業価値または株主共同の利益に対する侵害・毀損をもたらすおそれのある買付と認められる場合に、当社はこれに対する買収防衛策を導入すべきものと考えます。

このような観点から、当社は、平成25年5月13日開催の取締役会において、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるため、基本方針に照らし不適切な買付行為の防止の取り組みとして、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続を決議し、平成25年6月27日開催の当社第62回定時株主総会において承認を得ております。

（3）上記（2）の取り組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、上記（2）の取り組みが当社の上記（1）の基本方針に沿って策定され、当社の企業価値、株主共同の利益を損なうものではないと考えます。

また、取締役の恣意的な判断を排するため、独立委員会を設置し、独立委員会の勧告を最大限尊重して買収防衛策が発動されることが定められており、当社取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

Ⅷ. 株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。
ただし、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産については小数点以下第3位を四捨五入しております。

連結計算書類

■ 連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	7,134,198	流動負債	1,463,012
現金及び預金	2,885,005	支払手形及び買掛金	675,756
受取手形及び売掛金	2,399,253	リース債務	3,718
有価証券	100,404	未払法人税等	174,880
商品及び製品	549,680	賞与引当金	181,972
仕掛品	321,534	役員賞与引当金	33,000
原材料及び貯蔵品	543,053	製品保証引当金	11,934
繰延税金資産	264,664	その他	381,751
未収還付法人税等	22,200	固定負債	766,280
その他	48,401	リース債務	893
固定資産	4,052,831	繰延税金負債	251,726
有形固定資産	2,233,045	役員退職慰労引当金	8,346
建物及び構築物	525,306	退職給付に係る負債	170,303
機械装置及び運搬具	94,178	その他	335,011
工具、器具及び備品	154,920	負 債 合 計	2,229,293
土地	1,454,495	純資産の部	
リース資産	4,144	株主資本	8,470,010
無形固定資産	37,503	資本金	2,201,250
ソフトウェア	30,582	資本剰余金	2,737,648
その他	6,920	利益剰余金	4,203,600
投資その他の資産	1,782,281	自己株式	△672,487
投資有価証券	1,020,474	その他の包括利益累計額	452,489
その他	763,822	その他有価証券評価差額金	375,216
貸倒引当金	△2,015	為替換算調整勘定	51,343
資 産 合 計	11,187,029	退職給付に係る調整累計額	25,930
		非支配株主持分	35,235
		純 資 産 合 計	8,957,735
		負 債 純 資 産 合 計	11,187,029

■ 連結損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		7,966,103
売上原価		3,903,163
売上総利益		4,062,939
販売費及び一般管理費		3,445,688
営業利益		617,250
営業外収益		
受取利息	5,934	
受取配当金	37,240	
その他	23,487	66,662
営業外費用		
支払利息	3,166	
その他	36,829	39,995
経常利益		643,917
税金等調整前当期純利益		643,917
法人税、住民税及び事業税	257,902	
法人税等還付税額	△22,200	
法人税等調整額	△48,477	187,224
当期純利益		456,693
非支配株主に帰属する当期純利益		969
親会社株主に帰属する当期純利益		455,723

■ 連結株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,201,250	2,737,648	3,934,907	△626,728	8,247,077
当期変動額					
剰余金の配当			△187,031		△187,031
親会社株主に帰属する当期純利益			455,723		455,723
自己株式の取得				△45,759	△45,759
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	268,692	△45,759	222,932
当期末残高	2,201,250	2,737,648	4,203,600	△672,487	8,470,010

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	533,686	95,391	33,513	662,590	34,265	8,943,934
当期変動額						
剰余金の配当						△187,031
親会社株主に帰属する当期純利益						455,723
自己株式の取得						△45,759
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△158,469	△44,048	△7,583	△210,100	969	△209,130
当期変動額合計	△158,469	△44,048	△7,583	△210,100	969	13,801
当期末残高	375,216	51,343	25,930	452,489	35,235	8,957,735

計算書類

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	6,604,240	流動負債	1,430,531
現金及び預金	2,422,102	支払手形	277,584
受取手形	459,004	買掛金	403,899
売掛金	1,961,508	リース債務	2,750
有価証券	100,404	未払金	203,244
商品及び製品	504,736	未払費用	36,844
仕掛品	320,001	未払法人税等	173,898
原材料及び貯蔵品	540,971	未払消費税等	76,349
繰延税金資産	246,318	賞与引当金	168,299
未収還付法人税等	22,200	役員賞与引当金	33,000
その他	26,991	製品保証引当金	11,934
		その他	42,727
固定資産	4,215,265	固定負債	777,267
有形固定資産	2,181,322	長期未払金	80,467
建物	473,785	リース債務	571
構築物	15,150	繰延税金負債	241,856
機械及び装置	92,881	退職給付引当金	199,828
車両運搬具	0	長期預り保証金	254,543
工具、器具及び備品	142,094		
土地	1,454,495	負 債 合 計	2,207,798
リース資産	2,915		
無形固定資産	35,746	純資産の部	
借地権	2,360	株主資本	8,236,490
ソフトウェア	29,120	資本金	2,201,250
電話加入権	4,266	資本剰余金	2,737,648
投資その他の資産	1,998,196	資本準備金	2,736,250
投資有価証券	1,019,474	その他資本剰余金	1,398
関係会社株式	103,705	利益剰余金	3,970,080
出資金	1,410	利益準備金	233,600
関係会社出資金	120,352	その他利益剰余金	3,736,480
長期前払費用	3,238	買換資産圧縮積立金	327,975
差入保証金	12,803	特別償却準備金	2,586
その他	739,228	別途積立金	2,800,000
貸倒引当金	△2,015	繰越利益剰余金	605,918
		自己株式	△672,487
資 産 合 計	10,819,506	評価・換算差額等	375,216
		その他有価証券評価差額金	375,216
		純 資 産 合 計	8,611,707
		負 債 純 資 産 合 計	10,819,506

■ 損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		7,565,785
売上原価		3,868,878
売上総利益		3,696,907
販売費及び一般管理費		3,139,477
営業利益		557,430
営業外収益		
受取利息	531	
受取配当金	37,240	
その他	23,728	61,501
営業外費用		
支払利息	3,166	
その他	18,086	21,253
経常利益		597,678
税引前当期純利益		597,678
法人税、住民税及び事業税	245,468	
法人税等還付税額	△22,200	
法人税等調整額	△50,300	172,967
当期純利益		424,710

■ 株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計
当期首残高	2,201,250	2,736,250	1,398	2,737,648
当期変動額				
剰余金の配当				
買換資産圧縮積立金の取崩				
税率変更に伴う積立金の増加				
特別償却準備金の取崩				
税率変更に伴う準備金の増加				
別途積立金の積立				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,201,250	2,736,250	1,398	2,737,648

	株主資本					
	利益剰余金					
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計
買換資産圧縮積立金		特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	233,600	323,028	3,786	2,620,000	551,987	3,732,401
当期変動額						
剰余金の配当					△187,031	△187,031
買換資産圧縮積立金の取崩		△2,598			2,598	—
税率変更に伴う積立金の増加		7,545			△7,545	—
特別償却準備金の取崩			△1,252		1,252	—
税率変更に伴う準備金の増加			52		△52	—
別途積立金の積立				180,000	△180,000	—
当期純利益					424,710	424,710
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	—	4,947	△1,199	180,000	53,930	237,678
当期末残高	233,600	327,975	2,586	2,800,000	605,918	3,970,080

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	
当期首残高	△626,728	8,044,571	533,686	8,578,257
当期変動額				
剰余金の配当		△187,031		△187,031
買換資産圧縮積立金の取崩		—		—
税率変更に伴う積立金の増加		—		—
特別償却準備金の取崩		—		—
税率変更に伴う準備金の増加		—		—
別途積立金の積立		—		—
当期純利益		424,710		424,710
自己株式の取得	△45,759	△45,759		△45,759
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△158,469	△158,469
当期変動額合計	△45,759	191,918	△158,469	33,449
当期末残高	△672,487	8,236,490	375,216	8,611,707

独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

菊水電子工業株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 薄 井 誠 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴 木 博 貴 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、菊水電子工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、菊水電子工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

菊水電子工業株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 薄井 誠 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 鈴木博貴 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、菊水電子工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の規程に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、必要に応じて子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月13日

菊水電子工業株式会社 監査役会

常勤監査役 山崎 俊宣 印

社外監査役 二宮 嘉世 印

社外監査役 北川 貞幸 印

以上



IR情報

当社のIR情報をご案内しております。



企業情報

当社の会社概要、環境への取り組み等をご案内しております。



製品情報

新製品および当社が扱う全製品の情報がご覧いただけます。
カタログのダウンロードもご利用いただけます。



展示会・イベント

イベント告知やレポートを掲載しております。



ナレッジ・プラザ

当社製品にまつわる技術情報をご提供しております。



KIKUSUI WEB SHOP OPEN!

Amazonで当社製品、小型電源、オプション、アクセサリ等がご購入いただけます。

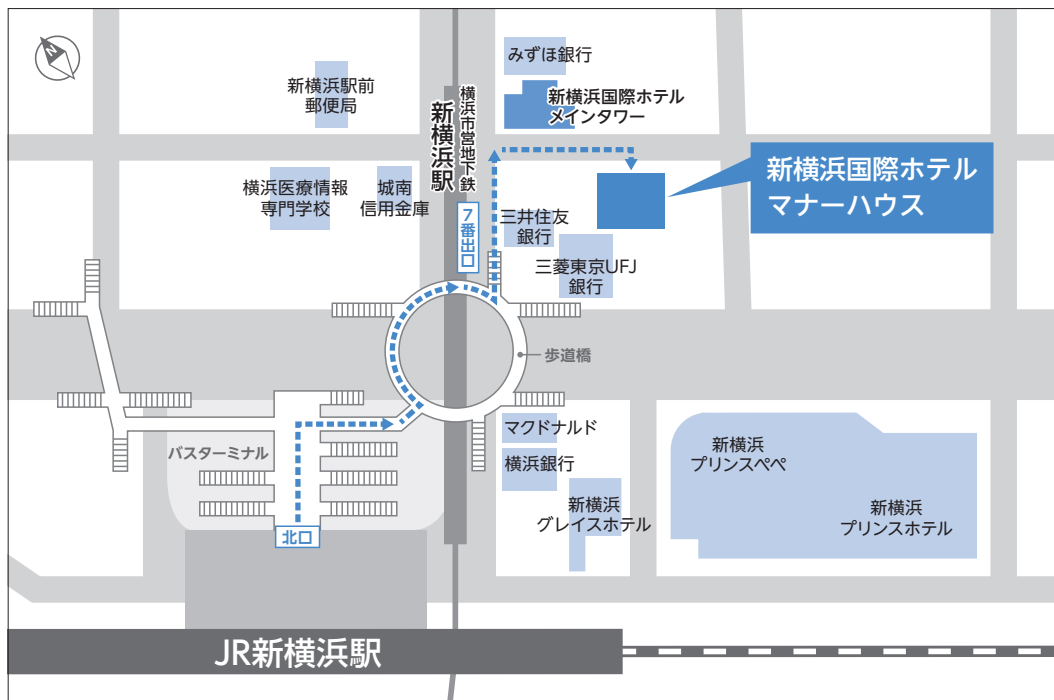


http://www.kikusui.co.jp/php/shop_amazon.php

株主総会会場ご案内図

開催日時 || 平成28年6月29日（水曜日）午前10時

開催場所 || 新横浜国際ホテル マナーハウス4階 ヒルトップ
神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目7番地8 TEL:045-473-1311 (代表)



交通の
ご案内

JR線をご利用の場合

JR新横浜駅 **北口** より 徒歩3分

横浜市営地下鉄をご利用の場合

新横浜駅 **7番出口** より 徒歩1分